

2021年6月2日

株 主 各 位

神奈川県川崎市高津区久地二丁目5番8号
株式会社日本動物高度医療センター
代表取締役社長 平 尾 秀 博

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本総会の決議事項は、その決議に定足数を必要としております。当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月22日（火曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月23日（水曜日）午前10時30分 |
| 2. 場 | 所 | 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
かながわサイエンスパーク 西棟3階 KSPホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第16期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項
議案 | | 取締役（監査等委員である者を除く。）3名選任の件 |
| 4. 議決権行使についてのご案内 | | 3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jarmec.co.jp>）に掲載させていただきます。

＜新型コロナウイルス感染予防対策につきまして＞

本年は、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況に鑑み、株主の皆様には、可能な限り書面またはインターネットにより、議決権の事前行使をお願い申し上げます。なお、当日ご出席を検討されている株主の皆様におかれましては、ご自身の健康状態をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、当日は、感染拡大予防のため、株主総会会場において運営スタッフのマスク着用での対応や株主の皆様へのアルコール消毒液の噴霧のお声がけなどの措置をとらせていただく場合がございますので、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jarmec.co.jp>）にてお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 書面（郵送）で議決権を行使される場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。 行使期限 2021年6月22日（火曜日） 午後6時到着分まで	 インターネットで議決権を行使される場合 次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。 行使期限 2021年6月22日（火曜日） 午後6時入力完了分まで	 株主総会にご出席される場合 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 日 時 2021年6月23日（水曜日） 午前10時30分（受付開始：午前10時）
--	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

印中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

- | 議案 | |
|----------------|---|
| ● 全員賛成の場合 | ≫ (賛) に○印 |
| ● 全員反対の場合 | ≫ (否) に○印 |
| ● 一部の候補者に反対の場合 | ≫ (賛) に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。 |

※議決権行使書用紙はイメージです。

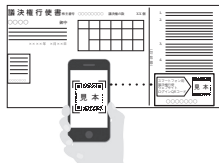
- ・書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

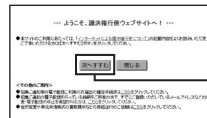
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

東京証券代行株式会社

電話：0120-88-0768 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9時～午後9時

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響で急速に悪化した後、持ち直しておりましたが、緊急事態宣言の再発令を受けて年度末にかけて再び弱い動きとなりました。鉱工業生産は、国内外の需要の落ち込みや世界各国の工場停止に伴うサプライチェーン障害により大幅に減少した後、経済活動の持ち直しを受けて回復しております。企業収益は急速に悪化した後、年央以降は製造業を中心に回復しており、それに連れて設備投資も下げ止まりつつあります。個人消費は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた店舗休業や外出自粛の影響で急速に落ち込んだ後、持ち直しておりましたが、緊急事態宣言の再発令を受けて対面型サービス消費を中心に弱い動きとなりました。

当社グループが属する動物医療業界におきましては、犬猫飼育頭数は減少傾向にありますが、一方で新規犬猫飼育頭数はここ2年間で増加傾向にあり、特に2020年には新型コロナウイルス感染症に伴う巣ごもりの影響等により、過去5年で最多となりました。また、犬猫の高齢化に伴い、疾病が多様化する中で飼い主の動物医療に対する多様化・高度化要請は高まってきております。

このような環境の中、当社グループは、社長を対策本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、全社的な対応方針の決定や具体的な施策の実行により、従業員とその家族、来院する飼い主の安全確保、感染拡大防止に最優先に取り組んでまいりました。

動物病院は「社会生活を維持する上で必要な施設」として、事業の継続を要請されてきたことや、動物の二次診療サービスは急なニーズに応えるものが多いことから、新型コロナウイルス拡大による業績への影響は、比較的軽微でありました。

一方、症例実績を発表する場である学会や各種セミナーが開催不可能な状況となるなど、マイナスの影響もありましたが、当社グループは日頃の診療活動を通じた一次診療施設とのコミュニケーション強化を継続することによって、動物医療業界における信頼の獲得、認知度の向上と、それに伴う紹介症例数の増加に努めてまいりました。全体として初診数（新規に受け入れた症例数）は6,926件（前連結会計年度比

6.9%増)、総診療数(初診数と再診数の合計)は27,269件(前連結会計年度比7.8%増)、手術数は2,108件(前連結会計年度比6.6%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,847,833千円(前連結会計年度比4.2%増)と増収となりましたが、利益面では、主に従業員の増加及び待遇改善に伴う人件費増加の影響から、営業利益405,543千円(前連結会計年度比5.8%減)、経常利益410,963千円(前連結会計年度比8.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益285,190千円(前連結会計年度比8.8%減)と減益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は136,506千円であります。その主なものは、当社川崎本院及び連結子会社キャミック城南センターの医療機器等購入によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金200,000千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (2018年3月期)	第 14 期 (2019年3月期)	第 15 期 (2020年3月期)	第 16 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高 (千円)	2,258,890	2,563,690	2,734,051	2,847,833
経 常 利 益 (千円)	263,501	404,966	450,969	410,963
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	208,092	294,931	312,818	285,190
1株当たり当期純利益 (円)	87.63	122.06	128.79	120.73
総 資 産 (千円)	5,932,567	6,088,229	5,928,743	5,844,116
純 資 産 (千円)	1,527,881	1,828,858	2,133,897	2,336,188
1株当たり純資産額 (円)	634.10	755.20	879.93	981.33

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社キャミック	120,000千円	100.0%	動物の高度検診センター事業の運営

(4) 対処すべき課題

当社グループは、動物の二次診療施設として顧客のニーズに応えることで社会に貢献できるよう、以下の具体的な課題に取り組んでまいります。

① 質の高い動物医療サービスの提供

「高度医療」を実践する施設として、診療対象領域の拡大、診療技術の向上、設備の充実を図ることにより、より高品質な動物医療を提供できるように努めてまいります。2021年5月に新たな診療科として「血液内科」を開設いたしました。

また、診療受入れの迅速化や、ホスピタリティの向上など、「サービス業」としての品質を向上させることで顧客満足度を高めてまいります。

② 二次診療施設の展開

できる限り多くの顧客にあまねくサービスを提供するために、二次診療施設を全国主要都市に展開してまいります。まずは2022年11月の大阪病院開院に向けて準備を行ってまいります。

③ 人材の確保と育成

当社グループが継続的な発展を実現するために必要となる優秀な人材を確保するため、給与・賞与水準の向上、福利厚生の充実等、待遇面の改善を図り、採用を積極的に行うとともに、技術面のみならず、人物面・サービス面についての研修を充実させる等の人材育成にも、一層努めてまいります。

④ 動物医療への貢献

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により活動に制限はありますが、オンラインも活用して、学会等における発表数の増加、獣医師会と協力したセミナーの開催を行うとともに、診療・非診療分野における大学等との共同研究を積極的に展開し、動物医療の発展に貢献してまいります。

⑤ 事業領域の拡大

動物医療業界における総合的企業を目指し、飼い主や一次診療施設の利便性を高めるシステムやサービスの開発・販売を進めつつ、M&Aも活用した事業領域の拡大を図ってまいります。

これらの取り組みにより、次期の業績は、売上高2,930百万円、営業利益410百万円、経常利益420百万円、親会社株主に帰属する当期純利益290百万円を見込んでおります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	事業内容
二次診療サービス (当 社)	高度な医療機器を使用して行う、診察、検査、投薬、手術等の診療サービス
画像診断サービス (株式会社キャミック)	高度な医療機器を使用して行う、画像の撮影・読影・診断等のサービス
そ の 他	上記の診療・画像診断以外の、一次診療施設、研究機関、飼い主等を対象とした物品販売、サービス提供等

(6) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

本 社 兼 川 崎 本 院	神奈川県川崎市高津区久地二丁目5番8号
名 古 屋 病 院	愛知県名古屋市天白区鴻の巣一丁目602番
東 京 病 院	東京都足立区一ツ家三丁目1番7号

② 株式会社キャミック (子会社)

本 社	神奈川県川崎市高津区久本三丁目5番7号
キャミック城南	東京都世田谷区深沢八丁目19番12号
キャミック練馬	東京都練馬区高松一丁目25番17号
キャミックひがし東京	東京都江戸川区東葛西五丁目32番5号
キャミック埼玉	埼玉県川口市石神815番地

(7) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
動物医療関連事業	197 (24) 名	9名増（4名減）
合 計	197 (24) 名	9名増（4名減）

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
169 (22) 名	9名増（3名減）	34.2歳	4年11ヶ月

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	1,622,302千円
株式会社みずほ銀行	733,827千円
株式会社商工組合中央金庫	182,405千円
株式会社三菱UFJ銀行	156,124千円
株式会社三井住友銀行	118,833千円
株式会社千葉銀行	118,833千円
横浜信用金庫	82,596千円
株式会社きらぼし銀行	59,416千円

(注) 上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。

株式会社横浜銀行	1,128,917千円
株式会社みずほ銀行	713,000千円
株式会社商工組合中央金庫	118,833千円
株式会社三菱UFJ銀行	59,416千円
株式会社三井住友銀行	118,833千円
株式会社千葉銀行	118,833千円
横浜信用金庫	59,416千円
株式会社きらぼし銀行	59,416千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,436,200株 |
| ③ 株主数 | 3,806名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
風 越 建 設 株 式 会 社	120,000	5.04
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	113,900	4.78
株 式 会 社 S B I 証 券	71,308	3.00
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常 任 代 理 人 香 港 上 海 銀 行 東 京 支 店 カ ス ト デ ィ 業 務 部)	70,000	2.94
平 尾 秀 博	62,100	2.61
楽 天 証 券 株 式 会 社	51,100	2.15
大 津 光 義	50,000	2.10
正 岡 敦 喜	41,800	1.76
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	39,157	1.64
株 式 会 社 肥 後 銀 行	34,100	1.43

(注) 持株比率は自己株式（55,577株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2017年6月28日開催の第12期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2020年8月6日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月24日付で取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名に対し自己株式25,000株の処分を行っております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回新株予約権
発 行 決 議 日		2014年 6 月26日
新 株 予 約 権 の 数		850個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 85,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 50,000円 (1 株当たり 500円)
権 利 行 使 期 間		2017年 7 月 1 日から 2024年 5 月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
役 員 の 保有状況	取締役 (注) 2 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 160個 目的となる株式数 16,000株 保有者数 2 名
	取 締 役 (監査等委員)	新株予約権の数 35個 目的となる株式数 3,500株 保有者数 1 名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- イ. 新株予約権の割当を受けた者 (以下「新株予約権者」という) は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ハ. 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
2. 取締役 (監査等委員を除く) である社外取締役はおりません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 尾 秀 博	診療本部長、医療事務部長、 大阪開設準備室長 循環器・呼吸器科、泌尿生殖器・消化器科、放射線・画像診断科各科長
取 締 役	松 永 悟	川崎本院長 脳神経科・整形外科、麻酔科・手術部各科長 株式会社キャミック代表取締役社長
取 締 役	石 川 隆 行	管理本部長 管理部長
取 締 役 （監査等委員・常勤）	有 川 弘	株式会社キャミック監査役 株式会社パシフィックネット社外監査役
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	川 端 節 夫	株式会社KMDコーポレーション代表取締役
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	吉 島 彰 宏	ワンダープラネット株式会社社外監査役 Dr. JOY株式会社社外監査役 株式会社トレタ取締役
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	長 谷 川 輝 夫	株式会社パシフィックネット社外監査役 株式会社ケンネット監査役 株式会社テクノアライアンス監査役

- （注） 1. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査室との密な連携を図るために、監査等委員の有川弘氏を常勤監査等委員に選定しております。
2. 取締役（監査等委員）有川弘、川端節夫及び吉島彰宏の3氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員・常勤）有川弘氏は、2006年10月から株式会社パシフィックネットの監査役に就任し、通算14年にわたり決算手続及び財務諸表等の監査等に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）有川弘、川端節夫及び吉島彰宏の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

５．当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

(2021年４月１日付及び2021年５月20日付)

氏名	旧	新
松永 悟	川崎本病院長 脳神経科・整形外科、麻酔科・ 手術部各科長 株式会社キャミック代表取締役社長	脳神経科・整形外科、麻酔科・ 手術部各科長 株式会社キャミック代表取締役社長
石川 隆行	管理本部長 管理部長	管理部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役でない取締役である有川弘、川端節夫、吉島彰宏及び長谷川輝夫の４氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、10万円と法令の定める最低責任限度額の違いが大きい額としております。

③ 取締役の報酬等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	50,864千円 (一千万円)	30,600千円 (一千万円)	20,264千円 (一千万円)	3名 (一名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	15,240千円 (12,840千円)	15,240千円 (12,840千円)	一千万円 (一千万円)	4名 (3名)
合 計 (うち社外取締役)	66,104千円 (12,840千円)	45,840千円 (12,840千円)	20,264千円 (一千万円)	7名 (3名)

(注) １．取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役(監査等委員を除く)の基本報酬の額は、2016年６月23日開催の第11期定時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、6名です。

また、基本報酬の枠内で、2017年６月27日開催の第12期定時株主総会において、株式報酬の額として年額80百万円以内、株式数の上限を年80,000株以内(監査等委員である取締役は付与対象外)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、3名です。

３．取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年６月23日開催の第11期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、4名です。

④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と非金銭報酬等により構成しております。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬は、当社の取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

交付する株式報酬の内容は、①対象取締役は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれるものとしております。

制度の導入目的である企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため譲渡制限期間は3年から5年とし、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社または当社の子会社の取締役、執行役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において当該対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、本譲渡制限期間中に正当な理由または死亡により当社または当社の子会社の取締役、執行役、執行役員または使用人の地位のいずれからも退任または退職した場合には、本割当株式の払込期日から当該退任までの期間中、継続して、当社または当社子会社の取締役、執行役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限を解除します。

本制度により交付する株式の総数は、対象取締役に対して年80,000株以内・年額80百万円以内とし、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、在籍取締役に交付するものとしております。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた非金銭報酬の額としております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は決定において監査等委員会の同意を得なければならないものとしております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容	兼職先と当社の関係
取締役 (監査等委員)	川端 節夫	株式会社 KMDコーポレーション	代表取締役	当社との間に取引関係はありません。
取締役 (監査等委員)	吉島 彰宏	株式会社トレタ	取締役	当社との間に取引関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼務状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容	兼職先と当社の関係
取締役 (監査等委員)	有川 弘	株式会社 キャミック	監査役	連結子会社
		株式会社 パシフィックネット	社外監査役	当社との間に取引関係はありません。
取締役 (監査等委員)	吉島 彰宏	ワンダーブラネット 株式会社	社外監査役	当社との間に取引関係はありません。
		Dr. JOY株式会社	社外監査役	当社との間に取引関係はありません。

ハ、当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 有川 弘	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに監査等委員として出席し、長い監査役経験に基づく財務、会計に関する専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。 また当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、財務、会計並びに内部監査について必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 川端 節夫	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに監査等委員として出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の重要なプロジェクトである新病院開院に関する助言や議案・審議等につき必要な発言を適宜行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。 また当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、経営全般の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 吉島 彰宏	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに監査等委員として出席し、当社の経営全般に対する助言や議案・審議等につき必要な発言を適宜行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。 また当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,770千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,770千円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人が法令を遵守することはもとより、定款を遵守し、社会規範を尊重し、企業理念に則った行動をとるため、「企業行動規範」を定め、周知徹底を図る。
- ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役は、基本的な方針について宣言するとともに、管理本部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備に当たり、内部監査室を設置し、コンプライアンス体制の状況を調査する。これらの活動は取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。
- ハ. 法令違反の疑義ある行為等について、使用人が通報できる社外の弁護士を窓口とする内部通報制度を整備するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務に係る情報については、「文書管理規程」に基づき適切かつ確実に処理し、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- ロ. 「内部監査規程」を制定し、内部監査室長は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告する。
- ハ. 「緊急事態対応規程」を制定し、緊急事態の発生に際し、速やかにその状況を把握、確認し、迅速かつ適切に対処するとともに、被害を最小限に食い止める体制をとる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営の適正性、健全性を確保し、業務執行の効率化を図るため、経営の意思決定・監督機関としての取締役会の機能と、その意思決定に基づく業務執行機能を明確にする。
- ロ. 中期経営計画及び単年度予算を立案し、全社的な数値目標を設定する。その達成に向けて、取締役会、経営会議にて、具体策の立案及び進捗管理を行う。
- ハ. 取締役の職務の執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者の職務内容及び責任を定め、効率的に職務の執行が行われ

る体制をとる。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社において、当社の経営方針に従った適正な業務運営が行われるよう、子会社の役員に、当社役員又は当社使用人その他適切な人材を選任するとともに、子会社への指導・支援を実施する。
- ロ. 子会社の取締役は、当該子会社の経営に当たって法令及び定款を遵守するとともに、損失危機管理体制、効率的な業務執行体制を確立させる。また、子会社の取締役等を定期的に当社の会議に参加させ、重要事項に関して当社へ適切に報告を行わせる。
- ハ. 子会社の役員及び使用人は企業集団に影響を及ぼす事態が発生した場合、又はその懸念がある場合は、当社監査等委員会に報告を行うものとし、当社及び当該子会社は監査等委員会に報告したことを理由として報告者を不利益に扱わない。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会補助者として適切な者を任命し、監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- ロ. 監査等委員会補助者の独立性を担保するため、その任命・異動・評価・懲戒については、監査等委員会の意見を尊重し、決定する。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、監査等委員会に直ちに報告するものとする。
- ロ. 監査等委員である取締役は取締役会及び、経営会議等重要な会議の審議事項及び業務執行状況等の報告を受ける。
- ハ. 監査等委員である取締役は主要な稟議書その他社内の重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）又は使用人にその説明を求めることができる。
- ニ. 監査等委員会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催するほか、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人からその職務執行等に関する報告・説明を受けることができる。
- ホ. 当社は、監査等委員会に報告したことを理由に報告者を不利益に取り扱わない。

⑧ 監査費用の前払い及び償還に関する方針

監査等委員会がその職務の執行について当社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを

証明した場合を除き、速やかに支払い及び弁済を行う。

イ. 費用の前払の請求

ロ. 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

ハ. 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役は、取締役及び使用人に対する監査等委員会監査の重要性を認識し、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。

ロ. 監査等委員会が必要と認めたときは、代表取締役等と協議の上、特定の事項について、内部監査室に監査の協力を求めることができる。また、監査等委員会は各部署に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。

ハ. 監査等委員会は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行いました。

① 取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われることに対する取組みの状況

イ. 取締役会を16回開催しました。取締役（監査等委員である取締役を除く）の取締役会への出席率は100%でした。

ロ. 経営会議を毎週開催し、取締役会における機動的な意思決定を行うための事前審議を実施しました。

ハ. 当社の役員がグループ会社の役員に就任し、グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しました。

② コンプライアンスに関する取組みの状況

イ. 経営会議においてコンプライアンスに係る課題の洗い出しを行い、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、継続的に改善しました。

ロ. コンプライアンス意識を高めるため以下をテーマとする社内研修を実施しました。

- ・コンプライアンスとは何か

- ・内部統制の重要性

- ・パワーハラスメントの防止

ハ. 「内部通報規程」の定めに従い、社内外に通報の相談窓口を設置しております。

③ リスク管理に関する取組みの状況

- イ. 「リスク管理規程」の定めに従い、当社グループが被る損失又は不利益を最小限とするために経営会議にて各種リスクの洗い出しを行い、取締役会に報告を行いました。
- ロ. 安全衛生委員会を毎月開催し、職場の安全管理と従業員の健康維持に必要な対策を検討し、実施しました。

④ 監査等委員会の監査の実効性を確保するための取組みの状況

- イ. 監査等委員会を12回開催しました。監査等委員である取締役の出席率は100%でした。
 - ロ. 常勤の監査等委員である取締役は取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、また稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図りました。
 - ハ. コンプライアンスや内部統制の整備状況については、内部統制部門と定期的に監査結果の共有を行い、監査の実効性を確保しました。
- ニ. 監査等委員である取締役は、代表取締役及び会計監査人と、監査に必要な意見交換会を実施しました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、株主に対する利益還元を重要な経営課題としつつ、グループの中核事業である動物医療関連事業の健全な運営と今後の事業拡大に必要な内部留保の充実を図ることを基本方針としております。

当社グループは現在、事業の拡大過程にあり、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資等に充当し、より一層の業容拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元に繋がると考え、創業以来2021年3月期まで無配当としてまいりました。なお、2020年3月期に、株主に対する利益還元と、資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、自己株式の取得を初めて実施いたしました。

今後も経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への利益の配分を検討する方針ですが、次期の配当につきましては、現時点においては無配を予定しております。また、自己株式の取得につきましては、財務状況、株価の動向等を勘案しながら、1株当たりの株主価値とROEの向上を目的として機動的に実施してまいります。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,457,888	流 動 負 債	914,760
現金及び預金	1,214,671	買 掛 金	48,183
売 掛 金	148,872	1年内返済予定の長期借入金	548,811
商 品	59,709	未 払 法 人 税 等	60,462
貯 蔵 品	3,495	賞 与 引 当 金	67,423
そ の 他	40,631	そ の 他	189,879
貸 倒 引 当 金	△9,492	固 定 負 債	2,593,168
固 定 資 産	4,386,228	長 期 借 入 金	2,525,529
有 形 固 定 資 産	4,198,904	退職給付に係る負債	23,650
建物及び構築物	1,493,714	資 産 除 去 債 務	41,279
車 両 運 搬 具	3,590	そ の 他	2,709
工具、器具及び備品	431,349	負 債 合 計	3,507,928
土 地	2,228,267	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	41,981	株 主 資 本	2,336,188
無 形 固 定 資 産	13,965	資 本 金	385,500
投資その他の資産	173,358	資 本 剰 余 金	332,633
繰延税金資産	38,880	利 益 剰 余 金	1,707,852
そ の 他	134,477	自 己 株 式	△89,798
資 産 合 計	5,844,116	純 資 産 合 計	2,336,188
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,844,116

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,847,833
売 上 原 価		1,853,169
売 上 総 利 益		994,664
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		589,120
営 業 利 益		405,543
営 業 外 収 益		
受 取 家 賃	23,735	
受 取 保 険 金	1,185	
そ の 他	5,129	30,051
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,732	
資 金 調 達 費 用	4,048	
固 定 資 産 除 却 損	5,449	
そ の 他	1,400	24,630
経 常 利 益		410,963
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,032	1,032
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		411,995
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	112,152	
法 人 税 等 調 整 額	14,652	126,804
当 期 純 利 益		285,190
親会社株主に帰属する当期純利益		285,190

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
2020年4月1日 残高	384,875	340,193	1,422,661	△13,833	2,133,897	2,133,897
連結会計年度中の 変動額						
新株の発行	625	625			1,250	1,250
親会社株主に帰属 する当期純利益			285,190		285,190	285,190
自己株式の取得				△147,850	△147,850	△147,850
自己株式の処分		△8,184		71,884	63,700	63,700
連結会計年度中の 変動額合計	625	△7,559	285,190	△75,965	202,290	202,290
2021年3月31日 残高	385,500	332,633	1,707,852	△89,798	2,336,188	2,336,188

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社キャミック

② 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. たな卸資産

商 品・・・総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物・・・6年～39年

車両運搬具・・・4年～6年

工具、器具及び備品・・・2年～20年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 連結貸借対照表

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結計算書類の組替えを行っています。

この結果、営業外費用の「その他」に表示していた309千円は、「固定資産除却損」214千円、「その他」95千円として組み替えています。

(2) 「会計上の見積りに関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 一千円、固定資産 土地667,891千円及び建設仮勘定41,981千円

(当連結会計年度において減損損失は計上していませんが、翌連結会計年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しています。)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

大阪病院開設に関連して取得した固定資産は、新規開院計画に基づき、当該資産又は資産グループは将来の用途が定まっていない遊休資産には該当しないと判断しております。新規開院計画は、期末時点における最新の開院の状況に基づき計画されたものです。

当該計画の主要な仮定は、予定開設時期となります。予定開設時期は、自治体との条約協議の状況、景気動向や雇用情勢の影響を受ける人員の確保、業者選定や工事等の進捗状況によって変動します。

主要な仮定である予定開設時期は、見積りの不確実性があり、計画の中止又は著しい遅延等により減損の兆候があると判断された場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	1,393,220千円
土地	2,074,322千円
計	3,467,542千円

上記資産のうち、土地及び建物の一部については、根抵当権（極度額4,332,750千円）を設定しております。

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	505,383千円
長期借入金	2,519,700千円
計	3,025,083千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,200,087千円

(3) コミットメントライン契約

当社は、資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行とコミットメントライン契約（シンジケート方式）を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸付極度額	1,700,000千円
借入実行残高	698,700千円
差引額	1,001,300千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.	2,433,700	2,500	－	2,436,200
合計	2,433,700	2,500	－	2,436,200
自己株式				
普通株式(注)2.3.	8,648	91,429	44,500	55,577
合計	8,648	91,429	44,500	55,577

(注) 1. 新株予約権の行使による増加2,500株であります。

2. 自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得91,400株及び
単元未満株式の買取り29株によるものであります。

3. 自己株式の数の減少は、取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての
自己株式の処分25,000株及び新株予約権行使による自己株式の処分19,500株
によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない
ものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

85,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達
については銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは、借
入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であ
ります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金は、主に設備投資資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借
入金は、金利の変動リスクに晒されています。また、借入金は流動性リスクに晒さ
れていますが、適切に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、極力現金取引あるいは信用力のあるクレジッ
ト会社経由の取引とすることにより、リスクの低減を図っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合
理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を
織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動す
ることがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	1,214,671	1,214,671	－
(2) 売 掛 金	148,872	148,872	－
資 産 計	1,363,544	1,363,544	－
(1) 長 期 借 入 金 (＊1)	3,074,340	3,074,244	△96
負 債 計	3,074,340	3,074,244	△96

(＊1)1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

当連結会計年度末において該当事項はありません。

(注) 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,214,671	－	－	－
売掛金	148,872	－	－	－
合計	1,363,544	－	－	－

(注) 3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	548,811	466,353	396,244	375,310	341,982	945,639
合計	548,811	466,353	396,244	375,310	341,982	945,639

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 981円33銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 120円73銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,185,222	流 動 負 債	760,278
現金及び預金	976,047	買 掛 金	39,665
売 掛 金	126,212	1年内返済予定の長期借入金	505,383
商 品	59,709	未 払 金	40,061
貯 蔵 品	658	未 払 費 用	24,619
前 払 費 用	30,020	未 払 法 人 税 等	44,517
そ の 他	2,065	未 払 消 費 税 等	42,144
貸 倒 引 当 金	△9,492	預 り 金	6,038
固 定 資 産	4,072,848	賞 与 引 当 金	53,023
有 形 固 定 資 産	3,925,426	そ の 他	4,823
建 物	1,352,613	固 定 負 債	2,543,350
構 築 物	40,606	長 期 借 入 金	2,519,700
車 両 運 搬 具	0	退 職 給 付 引 当 金	23,650
工具、器具及び備品	261,956	負 債 合 計	3,303,628
土 地	2,228,267	(純資産の部)	
建 設 仮 勘 定	41,981	株 主 資 本	1,954,442
無 形 固 定 資 産	2,972	資 本 金	385,500
ソ フ ト ウ ェ ア	2,972	資 本 剰 余 金	332,633
投 資 そ の 他 の 資 産	144,449	資 本 準 備 金	285,500
関 係 会 社 株 式	340	そ の 他 資 本 剰 余 金	47,132
長 期 前 払 費 用	47,161	利 益 剰 余 金	1,326,107
繰 延 税 金 資 産	33,796	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,326,107
そ の 他	63,151	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	7,988
資 産 合 計	5,258,071	繰 越 利 益 剰 余 金	1,318,118
		自 己 株 式	△89,798
		純 資 産 合 計	1,954,442
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,258,071

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		2,358,332
売 上 原 価		1,536,918
売 上 総 利 益		821,413
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		491,994
営 業 利 益		329,418
営 業 外 収 益		
受 取 家 賃	14,665	
受 取 保 険 金	1,185	
そ の 他	4,406	20,257
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,291	
資 金 調 達 費 用	4,048	
固 定 資 産 除 却 損	5,288	
そ の 他	1,342	23,971
経 常 利 益		325,705
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,032	1,032
税 引 前 当 期 純 利 益		326,737
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	86,696	
法 人 税 等 調 整 額	13,489	100,186
当 期 純 利 益		226,550

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株 式	株主資本 合計	
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	その他利益剰余金		利益剰 余金合 計			
					固定資産 圧縮積立 金	繰越利 益剰余 金				
2020年4月 1日残高	384,875	284,875	55,317	340,193	8,473	1,091,083	1,099,557	△13,833	1,810,792	1,810,792
事業年度中 の変動額										
新株の発行	625	625		625					1,250	1,250
固定資産圧 縮積立金の 積立					208	△208	－		－	－
固定資産圧 縮積立金の 取崩					△693	693	－		－	－
当期純利益						226,550	226,550		226,550	226,550
自己株式の 取得								△147,850	△147,850	△147,850
自己株式の 処分			△8,184	△8,184				71,884	63,700	63,700
事業年度中 の変動額合 計	625	625	△8,184	△7,559	△485	227,035	226,550	△75,965	143,649	143,649
2021年3月 31日残高	385,500	285,500	47,132	332,633	7,988	1,318,118	1,326,107	△89,798	1,954,442	1,954,442

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 総平均法による原価法

② たな卸資産

商 品・・・総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……6年～39年

構築物……10年～30年

車両運搬具……4年

工具、器具及び備品……3年～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 貸借対照表

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の計算書類の組替えを行っています。

この結果、営業外費用の「その他」に表示していた226千円は、「固定資産除却損」132千円、「その他」93千円として組み替えています。

(2) 「会計上の見積りに関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 一千円、固定資産 土地667,891千円及び建設仮勘定41,981千円

（当事業年度において減損損失は計上していませんが、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しています。）

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

大阪病院開設に関連して取得した固定資産は、新規開院計画に基づき、当該資産又は資産グループは将来の用途が定まっていない遊休資産には該当しないと判断しております。新規開院計画は、期末時点における最新の開院の状況に基づき計画されたものです。

当該計画の主要な仮定は、予定開設時期となります。予定開設時期は、自治体との条例協議の状況、景気動向や雇用情勢の影響を受ける人員の確保、業者選定や工事等の進捗状況によって変動します。

主要な仮定である予定開設時期は、見積りの不確実性があり、計画の中止又は著しい遅延等により減損の兆候があると判断された場合、翌事業年度の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

建物	1,352,613千円
構築物	40,606千円
土地	2,074,322千円
計	3,467,542千円

上記資産のうち、土地及び建物の一部については、根抵当権（極度額4,332,750千円）を設定しております。

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	505,383千円
長期借入金	2,519,700千円
計	3,025,083千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,980,213千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社キャミック	49,257千円
-----------	----------

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	1,096千円
短期金銭債務	176千円

(5) コミットメントライン契約

連結注記表の「2. 連結貸借対照表に関する注記(3) コミットメントライン契約」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引の取引高	14,669千円
----------	----------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)1.2.	8,648	91,429	44,500	55,577
合計	8,648	91,429	44,500	55,577

(注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得91,400株及び単元未満株式の買取り29株によるものであります。

2. 自己株式の数の減少は、取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分25,000株及び新株予約権行使による自己株式の処分19,500株によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,763千円
未払事業所税	1,337千円
貸倒引当金	2,851千円
賞与引当金	15,928千円
未払費用	2,289千円
減損損失	1,979千円
退職給付引当金	7,104千円
前払費用	3,601千円
その他	849千円
繰延税金資産小計	39,705千円
評価性引当額	△2,478千円
繰延税金資産合計	37,227千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	3,430千円
繰延税金負債合計	3,430千円
繰延税金資産の純額	33,796千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	株 式 会 社 キ ャ ミ ッ ク	所有 直接 100.0%	読影業務委託 債務保証 役員の兼任	債 務 保 証 (注)	49,257	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 株式会社キャミクの金融機関からの借入金に対して債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受領は行っておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	820円97銭
(2) 1株当たり当期純利益	95円90銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社日本動物高度医療センター

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田中 友康 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原 貴博 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本動物高度医療センターの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本動物高度医療センター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社日本動物高度医療センター

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田中 友康 ⑧

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原 貴博 ⑧

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本動物高度医療センターの2020年4月1日から2021年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じ適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第１６期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第３９９条の１３第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容、及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社日本動物高度医療センター 監査等委員会

監査等委員 有川 弘 ㊟
(常勤)

監査等委員 川端 節夫 ㊟

監査等委員 吉島 彰宏 ㊟

監査等委員 長谷川 輝夫 ㊟

(注) 監査等委員有川弘、川端節夫及び吉島彰宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である者を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
1	ひら お ひで ひろ 平 尾 秀 博 (1969年6月1日生)	1999年4月 有限会社センターヴィル動物病院入社 2004年4月 東京農工大学技術職員 2007年4月 当社入社、循環器・呼吸器科、 泌尿生殖器・消化器科、放射線・ 画像診断科各科長、大阪開設準備 室長を歴任（現任） 2014年1月 当社診療本部長（現任） 2014年1月 当社取締役 2014年11月 当社代表取締役社長（現任）	62,100株
2	まつ なが さとる 松 永 悟 (1965年4月1日生)	1996年1月 東京大学農学部附属家畜病院 （現東京大学大学院農学生命科 学研究科附属動物医療センタ ー）助手 2007年8月 当社入社、脳神経科、整形外科、 麻酔科各科長を歴任（現任） 2013年4月 当社川崎本院院長 2014年1月 当社取締役（現任） 2014年4月 株式会社キャミック取締役 2015年3月 株式会社キャミック代表取締役 社長（現任）	26,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
3	いし かわ たか ゆき 石 川 隆 行 (1964年 7 月29日生)	1987年 4 月 株式会社東海銀行（現株式会社 三菱UFJ銀行）入行 2004年 5 月 リマーク株式会社取締役副社長 2005年 9 月 安田企業投資株式会社入社 2008年 9 月 当社社外取締役 2011年 5 月 当社社外取締役退任 2012年 5 月 当社入社 2012年11月 当社管理部長（現任） 2014年 1 月 当社取締役（現任） 2014年 7 月 当社管理本部長	30, 200株

（注） 1．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 2．当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。また、D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

■会 場 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
かながわサイエンスパーク 西棟3階 KSPホール
電話 044-819-2222

■交 通 東急田園都市線・大井町線 溝の口駅より徒歩約15分
J R南武線 武蔵溝ノ口駅より徒歩約15分

■溝の口駅、武蔵溝ノ口駅より無料のシャトルバスもご利用いただけます
(所要時間5分)。

- ・北口のバスターミナル（地上）⑨番乗車口より乗車。
- ・出発時間 10：00 10：10 10：20
- ・⑨番乗車口付近に当社の案内がありますので、ご不明な点がございましたらお尋ねください。

